

高山市歴史の風致維持向上計画

(第三期)



令和8年2月

高山市

目 次

序章 計画策定の目的

1. 計画策定の背景と目的 1
2. 計画期間 2
3. 計画の策定体制 3
4. 計画策定の経緯 4

第1章 高山市の歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境 6
2. 社会的環境 10
3. 歴史的環境 18
4. 文化財等の分布状況 31

第2章 高山市の維持向上すべき歴史的風致

1. 城下町の地割にみる歴史的風致 39
2. 高山祭の屋台行事にみる歴史的風致 59
3. 東山寺院群にみる歴史的風致 79
4. 飛騨匠の技と心にみる歴史的風致 93
5. 歴史街道と農山村集落にみる歴史的風致 104

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題 133
2. 既存計画との関連性 136
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 145
4. 歴史的風致維持向上計画の推進体制 146

第4章 重点区域の位置及び範囲

1. 重点区域の設定の考え方 147
2. 重点区域の位置及び範囲 150
3. 重点区域内の文化財の状況 152
4. 重点区域の歴史的風致の維持向上による効果 154
5. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携 155

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

1. 市域全体に関する事項 166
2. 重点区域に関する事項 170

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理等に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理等に関する基本的な考え方 173
2. 歴史的風致の維持及び向上に資する事業 175

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

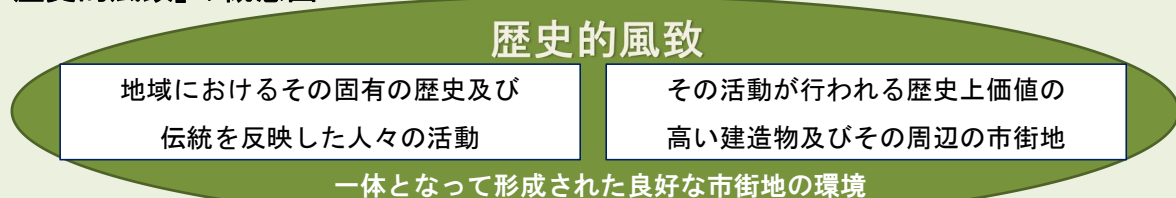
1. 歴史的風致形成建造物の指定 191
2. 歴史的風致形成建造物指定一覧 192

第8章 歴史的風致形成建造物の管理方針 194

歴史的風致について

「歴史的風致」とは、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）」の第 1 条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

「歴史的風致」の概念図



注1)「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成 20 年法律第 40 号)」:以下、「法」という

注2)本文中の年号は和暦で表記し、西暦を併記する (例)昭和 11(1936)年 11 月 1 日